



白石先生諸考
全

魯 5
436

卷





白石先生諸考辨

全

Faint, mostly illegible handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.

諸大夫侍之品之事

或曰諸大夫とは五位の人と云侍とは六位の人と云

又四位は叙するに四品として各別の扱ひ中け法

如何答曰右の品皆に誤り堂上は法外家

の地下勿論之曾て位より一階位より上と

勿論五位の人と大夫と云又唐名と正五位上と中

散大夫として正五位下と朝議大夫と云從五位上と

朝請大夫從五位下と朝散大夫と云云これ等の扱

は法外と云あやまるは朝議四位も正議通議大中

白河新州監物筆



中大吏るゝはあをがらふもあふらぬ地下も
ハ六位、外記史、陪陽院、外記、北面等、雜六位
七位、八位、初位、陪陽院、外記、北面等、雜六位侍
也、四品之事、實よりあるす

官位と貴と免給事

或同於、同東有官位人と、無位、無官の人と、各別
あひらら志の給、又當時ハ物々官より、禄を
免と志給人多し、又堂上方よあいく、その名別
す、以て、陪陽院、答曰、同東の御、御新至極の
此事、有官位人と、令貴給事、もんと貴給事
あふす、天子と貴給事、有位、有官の人と、扱まる
よ、その人は天子と、その人は天子と、似たり
四位と、四品と、あまなり事

或同世係、四位の人と、四品と、同位と、同品と
事よ、さる、答曰、位と、品と、を、誤る、品ハ
親主の、位階、一品、二品、三品、四品、五品、是、諸臣ハ
一位、以下、皆、位と、品、故、四位と、四品と、事、非、水、の
初位、以上、事、非、水、の

公家私家差別之事

或同世俗に堂上方と公家と云ふ武士と私家と云ふ
は差別如何なる答曰公家と申すは

禁中之御事なる家なる庭禁中 禁裏 禁闕

朝家 朝庭 内裏 百敷 鳳闕 大宅 紫庭

稱くをり 私家ははくふ親人の下位以下初位

上外より かつけり家流之又私家と申すは

將軍之御事之 私家ははくふ人の下位以下

家流之 其法をる人の大宅のよい

何と云ふ 私家は何と云ふ

勿神なきの御事なり

元服之事

或同世俗の人類は角を入とす元服と云類の

髪をたるとす元服といふは

答曰太心く講より 元服といふは

よみて初冠の事とす

天子初冠をたまふと天皇元服と申すは

の流中元服勿論に地下も心ある人の事

別あり誤の元帳ハ角と入前帳と云とて
て他元元年額の帳とそりおとするの
るに日中の及よ何れも坊と云とてさう
天皇の及よらうとん

攝家法亮之諸大夫等且衆う陪居うの事

或同執政家法亮ち居家の法亮ハ陪居こと
世の人云流テ取よ而答曰今陪居よ何す
テ取ハ陪居何人ハ朝臣と云き朝臣ハ

朝家の御家来と云るに諸大夫も御家来

侍とて有官位人ハ悉く御家来に加列家来と云

りとも皆朝家の御家来

称号と名とて云誤り付名列の事

或同名字異家別の名別委新なる答曰世俗

名と云ハ称号の事也又と名とてその事ハ

太極之名と云ハ名は是と常名と中名と

云ハ假令諱るじも左京の又たり忠鑑と名

を以て字流川の前後我なりと名を以て河へと

三百余騎是等と名とてやう又判の事ハ

後二合と申す官名の二つものとくどくして
くらく故に二合と申す同書よりこのくくハ
目より流例の上分ハ一字とより二つと
よりりてして官名の字とくくは是とを
よ同書より下へ二合と申す或ハ下の一字と
くどく上の一文字とよよりりて申すのりもあ
き上よりおいて右のあつた今たがのりも
又た場の在場或ハ次番番を成るるは
名とよきるる

敷許之官名と申す

或同内記本上継及の物えりて自分よ付ハ人
有るは不共申すに答曰太いありきりて
何れも敷許の官に自分よ付ハ上と申す
いより一物えりて附ハハハハハハハハ
とも昔ハ附よりりて又同或ハ太帯在場
或るは付りて申す附なるは平め在場
りてりて粗在池と申すは敷許の
官より自分よ附りて答曰敷許の官は

お、形をとりて、
九節十節を、
教評られ、
おさな名と、
又、
字と、
有、
節、
あ、
私、
ら、
と、
注、
注、
注、
故、
願、
或、

願、

或、

法いづく各日極と稱す時ハ開白はかぎりの開
白の人取下と稱し又一の人とも申あり一人
と稱し一人ハ 天子の侍るこ又の上と申
ちち居るう開白と称中と稱するも極と号す
執柄家のち居る可極殿極も案ハ極と云
極殿極殿家の主人と貴て申はす
各別極殿の殿之系人おびふて我を人と
取とハくりそのおもそ別おこ又何事取と云
れどもよちもさる太さきの人とあはれ
此のてんと言心あり取ハわくるも極と
考取す取ハまらんあうで書き一さきこ今ハ
下人へあうてわさるやよるるも極の極なり
又同院号何院取と多書く用るる各各日
何うまうまの院号ハ物申附まうまの取
教許るるもこの取ハ此のてんと言るるは
死て取るるも

偽正准取或大臣に准取准と云る
或同貞觀拾式目と云本一再何と云文と云

たゞく竹をうとぶ

御用醫者と云て人々を誤る

或同世俗謂る御用と奉る醫者と云て人々を誤る
利は多しと言ふ曰太利は多し言ふはざらざるなり
典義察と云あり世に其功を属の官人あり
は察より御用と供を今察は後ゆととも
六位の系久丹波氏の家頭助に任とて
御用と供を是等の故よりあるや
是より昔ハ侍醫と云あり皆俗醫なり

なり今の法神ハ二百年経る所の又同今の
醫者の位階法神法服法格は數を俗の位階あり
人と其席如何各曰俗位六位七位なりとも法印
なりと云ふ者多しなり惣て法官僧官の異あり
酒と九と云ふなり

或同酒と九と云ふは酒と云ふは海人藻草
よ云一十初ノ禱名元後後流下流の酒者
ハ必ス三献ト云ふなり明刻延びたり
ゆはスルニ凡酒無量不及乱る而後先教院

伊也酒ニテ^{フクシ}ケル^ニ多クニ^シ伊也酒^ハ有テ^キ故
献ニ及ブト云ク其伊代ヨリ^ハ献^ハ加増シテ^ハ或ハ
中献七^ハ九献^ニテ^ハ被^レマシ^テ多ク^ク依^ルニ^ハ近^クハ^ハ酒
名^ヲ九^ハ献^トシ^テ申^レ合^ケル^ト云ク

鼻首と獄門と云不富云云
或同首と切て木子掛る獄門と不利多ク
る答曰弟アリ多ク子^ハ獄門と不利^ハ獄舎
の門^ニたハ^ハ極罪人之首と切て獄今のつあのた
在^ニ子^ハ標^{フキチ}の木あり^ハけ木の枝子掛る^ニ是^トを^ハ鼻首と

云べきと有鼻首と略して獄門と云は鼻首の
ありぬと云く^ハ子^ハ是^トより^ハあ^リま^リ又^ハ同
鼻首と云^ハ法^ハる^ハ答^ハ曰^ハ鼻^ハ子^ハ典^ハ懸^ル首^ハ木^上
曰^ハ鼻首^ハ前漢書高帝紀^ニ鼻^ハ故^ハ塞^ハ丰^ハ欣^ハ頭^ハ標^ハ陽^ハ市^ニ
又^ハ食^ハ其^ハ母^ハ懸^ル首^ハ竹^ハ木^ニ太^ハ忌^ハ鳥^ハ山^ハ鳥^ハ
食物と膳と云云

或同^ハ伊也酒^ハ云^ハ六^ハ上^ハお^ハ伊也酒^ト云^ハ世俗^ハハ^ハ足
入^ルお^ハせん^ト云^ハけ^ハ伊^ハい^ハる^ハ答^ハ曰^ハ世俗^ハの^ハ説^ハ太^ハ侯^ハ
なり^ハとの^ハ云^ハ字^ハ胎^ハ食^ハと^ハ書^ハく^ハ伊也酒^ハ云^ハ

おののく足あるむの盤と云ふん

人の妻、女房といふは、さるる事、女房といふ侍さるる

或同世俗妻と女房と云ふ女房といふ言ひ、さるる事、さるる人

あり、さるる言ひ、おののく足あるむの盤と云ふ事、さるる事、

女房といふ言ひ、さるる事、女房といふ言ひ、さるる事、

内侍と典侍といふ言ひ、さるる事、内侍の言ひ、さるる事、

司といふ言ひ、さるる事、司の言ひ、さるる事、

史あり、女使ハ女孺に諸官といふ言ひ、さるる事、

さるる事、さるる事、さるる事、さるる事、

あつち取よせりの人さるる事、さるる事、

甲人あり、まぶれ侍あり、さるる事、さるる事、

内侍と云ふ言ひ、さるる事、内侍ハ甲人の上、さるる事、

持よ侍、さるる事、持よ侍、さるる事、

ね又高侍ハ二人あり、さるる事、高侍ハ二人あり、

あり、高侍ハ、さるる事、高侍ハ、さるる事、

女掌侍ハ、さるる事、女掌侍ハ、さるる事、

さるる事、さるる事、さるる事、さるる事、

御山に孫号の事、御山に孫号の事、

或同御前迄と云 出而如何 告白仁和寺

寛平法皇の御前に敦實親王

寛平法皇才八ノ宮 庭の家依木家の

え親の后子 判發に

何れ御前の御前御前迄と申の外

の御前御前迄と云と云 亦同坊友といふ

答曰春宮坊の宮人に傳學士大夫亮進屬之職

より受るる者力等之是と坊友と云御前迄

の坊友と云ハ誤ハ候人々云と云 彼候人

呼名ハ八者の心と付有まど 是るは御前

中勢式部兵部任者の心ハ親王の御前任者候人

厚れの才之御の字ハたの御前任者候ハ

御前御前御前 較許之官ハ 較許ハ

おとハ太三様と云

まねと念んとんと精をと云不富と云

或同世俗をと念んと御精をと云 御前と云

又多りと云日念んと御前と云 御前と云

と云ハ御前と云御前と云 御前と云

精をと云と云と云 正月と云 正月と云

一年の君ものいみとつとひ 御前と云

印子状とけいひハる海とけいんさなり
ししまるとあつ用るこまたと除と精をこ
らるゆとあつす

食事先嘗とおふと云ふ

或同食お茶等マハ嘗と鬼と云けいことり
答曰鬼はあつばお児こそなハえごは伊集と
供むたハ茶子とて小女のつぎ 喉とぶら神と
知て是を用る房ハ穢ハ小児と云のむとふか
文ありと云く惣て海ハ小児と云 御神と云民

月令はるくう一献は先房穢と海は入て茶を
あのみとせつは浪急は入る 信を東の戸は
ひらいてあつと海ハ隣賑ふことと云 房穢を
東の戸はむついつのサと云つは女官は入
海ハ是と海取のらよの海むと云と云ハ上戸
と撰て百餘種は熟くもく人を定て 文名を
切書は書取と此角の粒はとすくえ日ハ四位
二日ハ五位三日ハ六位の熟くは幡を寸八ぶと云
一寸六分の切書は二献は海取白飯之献なり

度禱教を信し海式とす日ありけ敷と成て
えるひねとふ鬼といふとさくけお鬼鬼の同
より物よりやう鬼と云はれありと云ふこと
りやなきとす

紗綾循儀名がきののり

或同紗綾の循と云ふし書付ハさやと云人
ありさあやと云人あり何と云と云と云るや
谷日さやあり想けたらあつてい假令思希
こゆ密掛み久人湯能うぞんあどこくまをい

うと云は書る和ぬのあつていなり經書ハ字法を
えと云物字ハ字法ふくまらぬが俗利及利
のやういふと云て中とす又云るがまは
漢字と云らるゝ或云はたハ日中文字ありみる
ま字と云るやうきあるす漢字と云るて用
えと云又稱唯と云ていふと云とよと云定考
と云るてさうと云とよひけ敷と云一亦ハ
のびちみと云ふと云りあど中と云よと云と云
よよゆと云と云あつていふと云のけと云

なうひあうとらう

争論とるるを云得る

或問人々争論としく 對波は及ハ是と

と事と云不富如何答曰事と云ハ朝家の

まつぶとく切ふけぶとく清て 若の由

りより或はあり 天子の卯るるとい云まど

いさるる

平出瀬字のり

或問平出瀬字の詠如何答曰平出ハ皇祖皇祖

妣皇考皇妣先帝天子皇帝天皇階下至尊一人不

方天子 主上帝王聖王聖王太上天皇天白王謚太

皇太后太皇太妃太皇太夫人皇太后皇太妃皇

太夫人皇后等之瀬字ハ社陵号 兼輿車駕

詔書教旨天恩慈旨中宮瀬庭朝廷の家殿

下等之みどりハ平出瀬字書るハ何れが海

へハ瀬字ハ一字と瀬故ハ瀬字とハ

平出ハ幾字書りしとも其取切し上ハ

何れ書とハハ平出瀬字の時ハ下はまり

くハるゝと上も一字さげて書人あり
太非之令もあうりぬ

職府國司勝方之り

或同た右京修理大夫四府の佐九右衛門
九右衛門と國の守

と勝方如何答曰左右京修理大夫ハ相當從

四位下之四府の佐ハ從五位下之六國のまね

尚從五位上之國守從五位下中國のまね六位

下下國が從六位下之左右京修理大夫ハ地下

の單從四位任をりりわう一掬のちまハ滋養

之華家柄よりわう任を四府の佐掬の佐をり

雲客の任をりて法をりしもろく一國のまね

當時服前のおろくあり昔ハ六十八人あり

正のまねもりなれも今ハ教百人はちよる

國のまねより昇進して殿上をゆるるはた右

京修理大夫右京佐は任一長て國のまね小

申置るは太非之を念のまね又同官名一どい

教許るり後自よち名障をりあうて替り

ハ

より飯粒今飯存は湯をくばい子のうづー
非飯ハ系飯也

やのとの食すのり

或同伊勢小笠原家の礼はハ香お何しも二切
と付飯存湯の時よあ〜ふあすは食ささい
の扱よ入む御不方よあつてハ八切ハ十切も
付存よ扱よ入は流る答曰香おのり全湯

のそくものはあ〜あ或、伊方の伊令云、青お
のあや、ま、茶の時あり食多々ハ味ハ飯粒
を〜と味と改んぐこのお〜是を食を扱よ客
より清〜あ〜う〜ぬづけのちえ〜ら〜ど

と〜く又或洗膳部焼物と既の付〜者〜を〜
〜茶焼付ハハ式礼後よあ〜す成程料理
正〜く〜して付りや丸を〜茶焼〜して付るハ
香れあり下儀あときよ丸を〜付る〜え〜張
お笑嘴礼等モ印勿備のり〜

多之醫者誤テ茶師如来信仰をらる

或同多の医者茶師如来と信仰を日中ニホシおハ

医者の祖師ありて、ホノフナ答曰、スサヒコサノ女彦名命と大肥
貴命は、二神我國の療治と初め草本と嘗て
其味とあり、ホ今よ異朝の医書よ入り、ホ茶
粗あり、是れ二神の御訓方や、ホ知人ハ、ホ茶
と云て、ホ不用之、ホ丁用するに、右の二神
と云く、ホや、ホ夫より、ホあやまり、ホ如來と、ホ用、ホ黒朝よ
か、ホい、ホくハ、ホ神農、ホ本朝、ホくハ、ホ二神、ホ之、ホ医師、ホ可、ホ貴、ホ之、ホ
を、ホと、ホと、ホす

大國主神シ大黒天と誤るる

或、ホ大黒天と事代主命と同敷、ホ母置、ホなる、ホ不、ホ當
也、ホけ、ホ話、ホ如何、ホ答、ホ曰、ホ大黒ハ、ホ大國、ホヤ、ホ大國主神、ホ或、ホハ、ホ命、ホと
申、ホ主、ホ命、ホと、ホ畧、ホして、ホこ、ホと、ホく、ホ大國、ホと、ホ稱、ホ也、ホ又、ホの
以、ホ名、ホ大、ホ肥、ホ貴、ホ命、ホ大、ホ物、ホ主、ホ神、ホ大、ホ國、ホ主、ホ神、ホ八、ホ千、ホ劫、ホ神、ホと、ホ
カ、ホち、ホり、ホ也、ホハ、ホ命、ホの、ホ事、ホ代、ホ主、ホ命、ホの、ホ事、ホ
も、ホよ、ホち、ホ福、ホ神、ホ之、ホ故、ホよ、ホ同、ホ敷、ホハ、ホ安、ホ置、ホし、ホ福、ホ徳、ホと
り、ホく、ホ大、ホ國、ホ神、ホ衆、ホを、ホく、ホ大、ホ黒、ホ天、ホハ、ホ大、ホ似、ホなる、ホ傳
教、ホ大、ホ師、ホ入、ホ唐、ホ歸、ホ朝、ホく、ホ切、ホち、ホ黒、ホの、ホ像、ホと、ホ丸、ホ切、ホく、ホ流
人と、ホを、ホ句、ホ入、ホ智、ホか、ホく、ホの、ホと、ホく、ホは、ホ信、ホと、ホく

初人すこや小大國主神は五智政一
或神より

或問ものゆの多る神異伝あり何とを如と

まろ々答曰経津主神下總国香取 武彥尾槌神

常陸国鹿嶋内神是之は二神武士の神軍神勿備るた

は仰ホキまろ々ホキなること又法志よく人々皆神

あり夫とまろ々ホキなりて色々のほとけはたのる

あつて政一ホキ大建八六國八六國を神た八六

或問也岩山の神は如地地神并と云の根よ

答曰全地神はあす伊弉冉イサハニ也かぐつちの

神神誕生ありて岩一は神是なり故に

産サニちとふら女流も又右男と防色流る

け神はあすまろ々ホキは出防の控一院あり

地神といひ川の流よりう坊をまもの志より

久んけたがい法由は多くは法大師傳教古師

とつあぶ部はまろ々ホキはあすあ念とて

信任の人安養とつらげまろ々ホキあ

あ

御着て書難の事にはあがり給たまはす
又右に云火防の格次と世儀出立の格次と
云儀火防と出立ハ水出の違ありいつの比
より儀次半なる半動の儀はむと
る御差別あり

或問之位以上の人と云つと云け決る答曰
攝政關白及大臣ハ是より一位以上
是御之次後ハ四位より下
細書或ハ後非久後と合する事と云や又

御地とも中や四位六位等の人員取を
由りしと云と云又ハ雲々侍居る事とも
中や取上一のりものゆりざらと地下と
云又法家と云時ハ取上と稱し
の各に諸目と云時ハ地下の事と云や
錢と云と云事付る早の事

或問多白百錢と十疋と云一疋又と百疋と云
世語如何答曰古ハ金銀の錢多し一十錢くの
幣といふは約川錢と一疋宛加入故は百錢

しる十進を考文の申百進あり小判を考
或ハ丁銀小判銀を後世のものこそあは残
を考文代へ進へ百進と云又答残ハあて
錢^{シヤ}の、根よりあつり上つこよハ町考
あつりつと流考能然我も考家の元るれハ
ケ^シ能子早考あつりつすけ流り答曰大下
合る流考昔ハ名郷陣と云て文字を考
考と撰定考聞早つて流^{ニユ}残司と云官舎
と流^シ行り流^シ考流^シ早つて上流をけ流と
而^シ流^シへ流^シる^シ之^シ傳^シ正と考流^シす^シる^シと云も
在^シ流^シを流^シ考^シ然^シハ天子も御^シ考^シ下^シ令^シ弱
流^シる^シ之^シ流^シ考^シ下^シは^シあ^シつて^シと^シ今^シは^シ流^シ
文字の在残ありハけ云や
加^シ考^シ下^シ上^シ考^シの
或^シ同^シ考^シ下^シ上^シの^シ神^シ考^シハ^シ多^シ神^シ考^シと^シい^シふ^シけ
ふ^シ答^シ曰^シ下^シ考^シ神^シ武^シ天^シ皇^シ上^シ加^シ考^シ理^シ考^シ考^シ考^シ
也^シ我^シ考^シの^シ人^シハ^シ四^シ外^シ太^シ神^シ宮^シ一^シ系^シ考^シ下^シ考^シも^シ
考^シ考^シの^シ神^シ考^シと^シ流^シ考^シ故^シも^シ人^シと^シ是^シと^シ考^シ考^シ

知人ハいふも、氣宮をゆふゆきするのまじ
人生て忌ありと云ふ不審のゆ

或同人生て七日と擇と一 男子ハ三十日

女子ハ三十二日と限り宮ありと云て産神ウツスナは

向ひ産婦人ハ七十日と忌と一して過キは

神社又むふ誕生も忌服ありゆり而答曰

誕生より服の割ありゆりときず死シ言みの

才一多ればいふはゆりむより忌服の割あり

又忌服も才一多れば三十日と擇とす生るるハ

呪ヒ才一多るる氣よいみはゆりむの及理を

ちらず生れて沐浴をゆげしゆり神社ハ

才一多るる一 産後七日ハ呪と一 而ゆりゆり

ゆり七日と擇とす八日と云て産神ウツスナ法は氣

らす一 産後七十日の忌と云ゆり是又全忌

よありす産後の養生に産婦人も七日過キは

忌神社又向べ一 経水未キちさキまキむキんハ 能令

十日十キ日よなぶキ忌ゆりキ産子と云も余

ハ七日の存キゆりキ忌服の割あり文ありハ

諸人附會の説る人々

Handwritten text in a cursive script, likely a continuation of the text on the adjacent page. The text is written in dark ink on aged paper and appears to be a list or a series of entries.

Handwritten characters, possibly a section marker or a specific entry.

Handwritten character, possibly a section marker or a specific entry.



